

意見提出手続(パブリックコメント)

第8次旭川市総合計画 骨子(案)に

ご意見・ご提言をお寄せください

次ページからの「第8次旭川市総合計画 骨子(案)」について、意見提出手続(パブリックコメント)を実施いたしますので、別紙・「意見提出手続【意見書】」(最後のページにあります)により、ご意見、ご提言をお寄せくださいますようお願いいたします。

ご意見・ご提言をいただきたい内容

「第8次旭川市総合計画 骨子(案)」について

意見提出の5つの方法

1

電子メールで

sogokeikaku@city.asahikawa.hokkaido.jp

2

郵送・持参で

〒070-8525
旭川市6条通9丁目46番地
旭川市 総合政策部 総合計画課
(旭川市役所 総合庁舎4階)

3

投函で

各支所・公民館にある
意見書提出箱へ

4

ファクシミリで

総合計画課
FAX 0166-25-6515

5

電子申請で



ホームページから
入力フォームに従って御意見やお名前等を
記入し、送信してください。

※QRコードは株式会社デンソーウェブの
(携帯電話用QRコード) 登録商標です。

「意見提出手続【意見書】」によらないときは、ご意見のほか、次の事項を明記してください。

- 1 住所、氏名(法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)
- 2 意見提出者の区分及び該当する事項(【意見書】を参照してください。)
- 3 意見提出手続の対象施策の案の名称(「第8次旭川市総合計画 骨子(案)」と記入してください。)

意見提出手続「意見書」は総合計画課ホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/sogokeikaku/>

旭川 総合計画

検索